

## 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

令和2年5月28日  
学 事 課  
大学教育振興担当

## 1 県内私立学校への対応状況

## 【休業要請の解除】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づく施設の臨時休業の協力要請について、6月1日に解除する旨通知（5月22日）
- 学校再開に当たっては、5月22日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」を参考に、感染症対策の徹底を要請

## 2 県内大学等への対応状況

## (1) 休業要請解除の考え方

大学等への休業要請については、緊急事態宣言発令中の5都道県（北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）など、他地域との往来を回避する観点から、5月31日まで継続し、6月1日に解除（5月22日）

## 《緊急事態宣言発令中の5都道県から来広する学生(※)》

- 当該地域に係る緊急事態宣言の発令が解除されるまでは、来広させない。
- 緊急事態宣言の解除後、来広した学生は、14日間、自宅等に待機、外出を自粛させるとともに、健康観察・行動履歴の記録を行わせ、大学等で健康状態等に異常がないことを確認した上で、登校を許可

## 《京都府・大阪府・兵庫県から来広する学生》

- 来広後14日間、健康観察・行動履歴の記録を行わせ、大学等で確認

※ 5都道県に係る緊急事態宣言が解除（5/25付け）され、これに伴う対応として、6月18日までの間、上記5都道県との間の移動について慎重に検討するよう、国から要請があったため、本県としての対応方針を調整中

## 【県内大学等における対応状況（5/27現在）】

- 対面授業の開始時期：6月～上旬14校・中旬1校、検討中8校、後期から5校

## (2) 県立広島大学における対応状況

全ての授業をオンラインにより実施中（オンデマンドとリアルタイム方式を併用）であり、前期期間中（5/7～8/12）は、原則、対面授業の実施を見送り